

五島市監査委員公表第4号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成22年7月6日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 谷川 等

21五総第1614号  
平成22年6月25日

五島市監査委員 木戸庄吾様  
五島市監査委員 谷川等様

五島市長 中尾郁子

平成21年度財政援助団体等監査(指定管理者監査)  
の結果に基づく措置について(通知)

平成22年3月18日付け21五監第315号による財政援助団体等監査(指定管理者監査)の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、通知します。

記

1 監査の対象 株式会社西日本スポーツアカデミー  
(所管課 富江支所)

2 指摘事項及び講じた措置

(1) 株式会社西日本スポーツアカデミー

ア 県立鶴南養護学校五島海陽高等学校分教室が富江温泉センターを利用した際のプールの利用料金について、指定管理者は、五島市富江温泉センター条例施行規則(平成16年五島市規則第130号。以下「センター規則」という。)別表第3項に定める減免の率「100分の50」を適用して当該利用料金を減額し、同分教室から徴収している。しかしながら、同分教室は、同表第2項に規定する「市内の官公署」であるから、同分教室がプールを利用する場合は、同項に定める減免の率「100分の100」を適用して利用料金を免除すべきであり、既に徴収した利用料金は還付すべきである。また、スイミングキャップ及びゴーグルの利用料金についても、プールの利用料金と同様に免除し、徴収した利用料金を還付すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者に、ご指摘がありました減免措置について指導し、次のとおり報告がなされています。

「今回の指摘を受け、平成22年4月に同校に対しプール使用料の減免について、取り扱いに瑕疵があった旨を伝えました。現在、返納方法等について協議中であります。また、本年度から適正な減免規定の適用に努めます。」

なお、ゴーグル・キャップの減免については、市といたしましては、本来個人が準備すべきものであるため、減免の対象にはしないと考えています。

イ 指定管理者は、短期水泳教室受講料、プールレッスン料など五島市富江温泉センター条例（平成16年五島市条例第150号。以下「センター条例」という。）に定めのない料金を設定し、徴収している。しかしながら、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第8項及び第9項の規定により、指定管理者の収入として収受させることができる公の施設の利用料金は、条例の定めるところによるとされているから、センター条例に定めのない料金は徴収できない。

**【講じた措置】**

指摘事項につきましては、指定管理者と協議した結果、次のように取り扱うことといたします。

短期水泳教室受講料、プールレッスン料などセンター条例に定めのない料金につきましては、本年度指定管理者の選定年度であることから、条例改正が必要となりますので、このことと同時に本年12月の定例市議会に条例改正を提案し設定いたします。

ウ 指定管理者は、食堂の利用者である株式会社西日本スポーツアカデミーから食堂の利用料金を徴収していない。センター条例第8条第1項の規定により、利用者は、利用料金を納付しなければならないのであるから、当該利用者が指定管理者と同一の法人であっても、指定管理者は利用料金を徴収すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者に食堂の利用料金の徴収を指導し、次のように報告がなされています。

「当該利用者が、株式会社西日本スポーツアカデミーであり、指定管理者と同一団体であるため料金の徴収は不要と勘違いし、納付をしていませんでした。平成21年度分については決算済みのため、平成22年度4月から徴収しています。」

エ 食堂の利用者が、食堂の営業のために和室及び旧トレーニング室を利用している。しかしながら、当該利用者が利用の許可を受けているのは食堂に限られており、富江温泉センターの食堂以外の部分は食堂の一部として設置されたものでは

ないから、指定管理者は、当該利用者にこれらの施設を利用させることはできない。

**【講じた措置】**

指定管理者に和室及び旧トレーニング室の利用について指導し、今後は次のように取り扱うことといたします。

指定管理以前より和室及び旧トレーニング室は、団体客に利用されており、食堂の利用者が食堂の営業のために、同室を利用しても富江温泉センターの利用者に対して、迷惑をかけるものでもありませんので、今後は目的外使用許可申請書を作成し、許可による利用を行うことといたします。

オ 次のとおり、適正な事業報告書が作成されていない。事業報告書は指定管理施設の管理の業務の実施状況その他管理の実態を把握するために必要なものであるから、指定管理者は、適正な事業報告書を作成すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者に適正な事業報告書の作成を指導し、次のとおり報告を受けております。

(ア) 管理に係る経費の収支状況と関係帳簿との数値が一致しない。

**【講じた措置】**

当該年度にアカデミー本社の会計システムが変更されたため、若干の違いが生じたため数値が一致していませんでした。

(イ) 一部の証拠書類がない。

**【講じた措置】**

監査時に一部の証拠書類等が紛失いたしておりました。今後は遺漏のないように努めます。

(ウ) 指定管理に係る委託料収入 22,418,000 円には、市が平成 20 年度分として支出した委託料 19,779,000 円のうち 473,000 円が計上されておらず、平成 19 年度分として支出した委託料のうち 3,112,000 円が計上されており、2,639,000 円の差が生じている。

**【講じた措置】**

市の補助金の 3 月末支出分（4 月振込み）を次年度の収入として計上していたため、差が生じました。平成 22 年度から市の会計年度に合わせた決算報告書を提出いたします。

カ 次の(ア)から(エ)までに掲げる事項については、富江温泉センターの管理業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）に、指定管理者が実施し、又は作成するものとして定められ、(オ)に掲げる事項については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条第3項の規定により、定期的実施しなければならないとされているが、指定管理者は、これらの事項を実施し、又は作成していない。これらの事項は、利用者の安全を確保するためのものであるから、指定管理者は必ず実施し、又は作成すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者に、指摘事項につきまして指導を行い、次のとおり報告を受けています。

(ア) 自動ドアの年3回の定期点検

**【講じた措置】**

平成21年度より実施しています。

(イ) 大浴場、ジャグジー、露天風呂及びプールの年1回以上の水質検査

**【講じた措置】**

平成21年度より実施しています。

(ウ) 年1回以上のレジオネラ対策

**【講じた措置】**

平成21年度より実施しています。

(エ) 緊急時対策及び防犯・防災対策についてのマニュアル

**【講じた措置】**

平成22年6月中に作成いたします。

(オ) 年1回以上の避難訓練、消火訓練及び通報訓練

**【講じた措置】**

平成21年度より実施しています。

キ 指定管理者は、仕様書に定める経理規程を整備していない。その結果、オに掲げるとおり適正な事業報告書が作成されていないから、指定管理者は、経理規程を整備すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者に経理規程の整備を指導し、指定管理者から本社の経理規定を参考に6月中に作成する旨、報告を受けています。

(2) 富江支所

ア 自治法第244条の2第10項の規定により、市長は、「指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」とされているところ、(1)に掲げる事項について、何ら指示をしていない。また、次に掲げる事項については、指定管理者は市長の承認を受なければならないが、市長は指定管理者に承認の申請をするよう指示していない。さらには、平成19年度の事業報告書が提出されていないにもかかわらず、市長はその提出を求めている。

これらの多くは、指定管理者制度の基本的事項であるから、市長は、指定管理者に対して必要な指示をすべきである。特に、(1)カに掲げる事項については、利用者の安全にかかわることであるから、市長は、指定管理者に各点検等の結果報告書の提出を求めるなど、公の施設の利用の安全管理に努めるべきである。

- (ア) 利用料金を定めること。(自治法第244条の2第9項及びセンター条例第8条第2項)
- (イ) 臨時に開館すること。(センター条例第5条第1項)
- (ウ) 利用に係る申請書等の様式を定めること。(センター規則第4条)

**【講じた措置】**

施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、(1)に掲げる事項につきましては、その改善につき指示及び指導をいたしました。

(ア)から(ウ)につきましては、下記のとおり措置いたします。

平成19年度の事業報告書につきましては、平成20年5月31日に提出されていましたが、保管場所を失念し監査の際、監査委員に提出できませんでした。現在保管いたしております。

また、(1)カに掲げる事項については、前述の講じた措置どおりに、指定管理者に各点検等の結果報告書の提出を求めるなど、施設の安全管理に努めます。

(ア) 利用料金を定めること。

(1)のイに同じ。

(イ) 臨時に開館すること。

臨時開館の実績はないが、承認申請書の様式を本年6月中に作成し、対応いたします。

(ウ) 利用に係る申請書等の様式を定めること。

6月中に様式の作成を行います。

イ 指定管理者は、自ら創意、工夫して富江温泉センターの設置目的に沿った業務を実施している。市長は、当該業務がセンター条例第3条第2項第3号に掲げる業務であると認めるならば、協定書で当該業務の実施を定め、その利用料金についてセンター条例で規定すべきである。

**【講じた措置】**

指定管理者が行なっている業務をセンター条例第3条第2項第3号に掲げる業務であると認め、協定書で当該業務の実施を定めるとともに、その利用料金については、本年12月の定例議会に条例改正を提案いたします。

## 2 意見

### (1) 株式会社西日本スポーツアカデミー

指定管理者には、富江温泉センターの管理について、経営のノウハウを發揮し、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と経費の節減を図る努力がみられた。

しかしながら、利用料金の承認の手續等において、関係法令等が遵守されていないなど、不適切な点が見受けられた。指定管理者は、市長に代わって住民の財産である富江温泉センターを管理しているのであるから、そのことを十分に認識し、関係法令等を遵守した上で、当該施設の設置目的に沿った管理に当たられたい。

また、燃油価格の高騰に伴い増額された指定管理に係る委託料は、住民の税金で賄われているのであるから、重油の購入においては、より安い価格で購入できるように更なる努力を望むものである。

**【講じた措置】**

指定管理者に利用料金の承認の手續等において、関係法令等が遵守されていないなど、不適切な点が見受けられたことにつきましては、指導を行い次のとおり報告をうけております。

「今後、富江温泉センターの管理にあたりましては、関係法令等を遵守した上で、その設置目的に沿った管理にあたるよう努めます。

また、重油の購入価格についても、より安い価格で購入できるように入札等を行い努力していきます。」

### (2) 富江支所

市は、富江温泉センターの管理の権限を指定管理者に委任しているものの、当該施設の設置者としての責任があるのだから、市長は、指定管理者に対して必要な報告を随時求め、実地において調査し、常に当該施設の管理の状況を把握しながら、

設置目的に沿った管理がなされるよう適切な指示をされたい。その際は、指定管理者制度が、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としていることに十分配慮すべきである。

また、指定管理者制度においては、指定管理者によるサービス水準の維持と適正な運営の確保が重要であるから、業務の実施内容の点検やモニタリングを実施し、住民サービスの向上及び利用促進に努められたい。

**【講じた措置】**

今後は、指定管理者に対して必要な報告を求め、常に当該施設の管理の状況を把握しながら、設置目的に沿った管理がなされるよう適切な指示をいたします。

また、事業の実施内容の点検やモニタリングを実施し、利用状況を把握し、住民サービスの向上及び利用促進に更に努めます。